

シリーズ

# 狭山と私

(2020.9.6)

狭山事件の再審を求める東三河の会 (<http://sayamamikawa.starfree.jp/>)

## 社会のことを狭山から学びました。

山崎和男

学生時代に狭山事件のことを知りました。社会の矛盾を狭山から学びました。それから45年。いまだに石川一雄さんは無罪になりません。24歳で逮捕されて、77歳になる今まで53年も無実を訴えています。ぼくは53年前と言え、11歳でした。（歳がばれてしまいますね、）それから、裁判所は何度も正しい判決を出すチャンスがありながら、ことごとく真実を覆い隠す作文をしてきました。まさに、冤罪は司法の敗北だと感じます。

狭山事件を少し勉強すれば、石川一雄さんの無実はすぐに分かります。ぼくの話聞いていただければ、きっと3分で無実であることを分かっていただけだと思います。本当かどうか、一度、ぼくの話聞いていただけませんか。コーヒーでも飲みながら。

(東三河 狭山ニュース No.18 2016.12.1)

## 狭山と私

海老澤聖子（らんぶの会を共同主宰）

狭山事件については本を読んで知っていました。事件直後から被害者の身辺で不審死が相次いだ不思議な事件だったこと、張り込んでいた警察が身代金を受け取りにきた犯人（複数）をとりながす失態を演じたこと、別件逮捕された石川青年による単独犯行はかなり無理があっただけでなく無実であること、こうした知識は、しかし、私の中で数十年間眠っていました。

2015年1月、金監督の映画『SAYAMA 見えない手錠をはずすまで』の上映会で、76歳になった石川一雄さんが私の前に現れました。彼は、32年間の服役を経て保釈された今も再審を請求し続け、毎月ご夫妻で東京高裁の門前で訴えています。無罪を勝ち取るまでは生きていようと体力づくりのランニングを欠かしません。無罪の報告をするまではと、ご両親の墓参をなさいません。「不運だったけど、不幸ではない」と支援者に支えられたご自身の人生をとらえておられます。

私は、その人柄に心をつかまれ、「無実」を確信しました。そしてあらためて、狭山関連本を石川さんの姿を思い浮かべながら読み返しています。

本のなかに赤茶けた新聞の切り抜きがありました。最高裁の上告棄却決定理由を報じた1977年（昭和52年）8月10日朝日新聞です。判決は終わりのほうで、「本事件に関しては、一部に証拠上なお細部にわたっては解明されない事実が存在することも否定することができない」と付け足しています。

ひとりでも多くのかたに、一日でも早く「狭山」を知っていただき、石川さんが再審をかちとれるよう支えていきたいと思います。

(東三河 狭山ニュース No.19 2017.2.1)

## 冤罪裁判は長すぎる

中村恵理子

1974年5月23日、私は東京の日比谷公園で狭山差別裁判反対の大集会に参加していました。所属の全電通 労組青年部の動員で大勢の仲間とバスで上京したのです。その時、全国からこんなにすごい数の人たちが運動に加わっているのだから、石川さんはすぐ無罪を勝ち取れるのでは、と思いました。動員に行く前にちゃんと学習会があって、石川さんが犯人だとはとうてい信じられないことはよく理解できました。

ところが、それから40年以上、石川さんはいまだに無罪を訴えて戦っておられます。いわゆる冤罪事件として 象徴的な存在となってしまった狭山事件は、その影響力の大きさゆえに、もし司法が（こういう言い方はどうかと思いますが）負けたら日本の司法全体のメンツに関わるということなのではないでしょうか。

冤罪事件はふつう考えられている以上に多くあります。世間には知られていませんが、昭和40年代に小原村女子高生殺人事件というのがあり、犯人が逮捕されましたが、その人は獄中死しています。それも冤罪ではなかったかと思われる節がある事をさる方面から聞きました。その他、帝銀事件、財田川、免田、島田、松山、袴田事件や2002年の豊川市の男児連れ去り殺人事件、あの名張毒ぶどう酒事件では犯人とされた奥西勝さんが無実を訴えながら亡くなられました。警察にとっては、「犯人を捕まえることが大事で、その人が本当に犯人かどうかはどうでもいい」事というわけでしょうか。

この社会で生活している以上、自分や周りの人々がいつ冤罪事件に巻き込まれないともかぎりません。石川さんのように強い意志で戦いつづけるのは非常にむづかしい事です。狭山事件の再審を勝ち取る行動をつうじて、正しい司法の在り方を問いかねばならないと思います。

(東三河 狭山ニュース No.20 2017.4.10)

## 狭山と私

栗原勝紀

私の住んでいる静岡県では、過去に多くの冤罪事件が発生しました。それらは全て、見込み捜査、別件逮捕、拷問、自白の誘導、強要、証拠の捏造などの違法な逮捕、取り調べにより作られた冤罪事件です。

「狭山事件」も全く同様です。警察がたたけば埃の出そうな人を見つけてきて、犯人に仕立てあげ、マスコミは警察の情報をそのまま流し、興味本位に報道し、それを世間が無定見に信じ、誤った世論を形成し、裁判に影響を与える。

また、罪のない冤罪者の家族、親族さえも「世間の陰湿な圧力によって、その土地に住めなくなる者、職を失う者、家族崩壊、またあまつさえ、自殺までもが起きている。

異質と思うものを排除し、周囲と迎合し、真実を見ようとししない（或いは隠そうとする）いわゆる「世間」というものが、彼らをそこまで追い詰めてしまったのではないのか。

一方で冤罪事件に無関心を装っていた自分があり、内心、忸怩たる思いでいた時、「映画 SAYAMA 見えない手錠をはずすまで」を見、「東三河狭山の会」を知った。入会して約1年半、例会に参加し、駅前のピラ配布、再審開始の署名集め等をやってきました。こんな些細なことでも、少しは石川さんの支えになるのではないかと自分で勝手に信じてやっています。

昨年は大阪市の「小6 女児焼死事件」での再審無罪判決また熊本地裁では、31年前の殺人事件「松橋事件」の再審開始が決定した。そのような明るいニュースもありました。「狭山事件」では「下山鑑定」など石川さんの無実を証明しうる新たな証拠が出てきました。

もはや、裁判所は速やかに再審を開始し、事実調べに入るべきでしょう。

真実が徹(とお)る社会であることを願って。

(2017年5月)

## 差別と向き合うこと

北村里絵 千葉県四街道市

住井すゑさんの「橋のない川」を読み返している。被差別部落の人たちがいわれなき差別に心を痛め、どん底の生活を強られる様子は何度読んでも苦しくて、二度と繰り返してはいけない負の歴史である事を実感する。

しかし、今の世の中はどうだろう？ 権限を与えられた人間がそれを持たない人間に対し不利益を与える行為にうんざりする事が多い。その根本にあるものは、嫉妬や僻みなど、いくら憲法で平等が保障されているとしても、抑える事ができない人間の持つ弱さに起因しているようにも思う。

だからこそ、今、私たちがすべき事は、かつて現実として行われていた部落差別と向き合い、その哀しみ、苦しみを共有することだ。そこから他者に対する思いやりの心が生まれ、他者の尊厳を大切にし合える、真の意味で差別のない世の中が生まれるのだと思う。

(東三河 狭山ニュース No.22 2017.8.12)

## 狭山と私

進藤 拓(豊川市 会員)

小学校三年の春の遠足、その日は朝から不安だった。こわいと有名なA小学校と合同だということからだった。A地区は僕が幼いうちから、行ってはいけない、関わってはいけないと言われていた。理由はわからなかった。

果たして集合先の緑地公園に着くと、そこの遊具で一緒に遊ぶことになった。相手のA小学校から来ていたのは一つ上の四年生だった。見た目もふつうで、こわそうではない……。

「よろしくな、なあ、なにして遊ぼうか？」

笑顔で誘われて、僕たちはA小学校の子らと友達になれた。最初は警戒していたが、そのうちそれまでの噂も忘れて楽しくじゃれあって遊んだ。

少し大きくなってから、A地区が同和といわれ、差別を受けてきたことを知った。

中学時分、うちは母が病気になり大変だった。

「A地区に比べたらあんたら幸せやで」

「A地区に生まれただけよかったんやぞ」

近所の年寄りが困窮する家に来ては口々に言った。下には下がある。上を見たらキリがない……と。

就職したら、万年平社員の優秀な人材が何人かいた。それは、革新組合に所属しているというだけで差別され、一切の昇進がない人々だった。

口をきいてはいけない、こわいんだ、関わるなと上長に言われたが、幼いころ遊んだA地区の四年生にその革新組合の先輩方が重なって、上長の言葉を反故にした。僕は誰とも対等公平に接した。

おかげで就職二十年目の今では、僕も一切の昇進なく、差別される側に立たされた。差別するよりされるほうがよい、たとえ苦しくても。昇進など一生なくてもいい、悔いはない。むしろ誇りにして生きていきたいと思う。それでも差別がなくなればいいと思う。

(東三河 狭山ニュース No.23 2017.10.27)

## 狭山と私

豊川市 宮下 喜夫

狭山事件が起こった昭和38年は東京オリンピックが開催された前年で、むしろ少し前に起こった吉展ちゃん事件が記憶に残っています。

その後昭和48年に大学に進学したのですが、同級生のなかに狭山事件の冤罪を訴えていたのが、狭山と私が結びついたきっかけになりました。

「冤罪」に気づかせてもらった事件が地元豊川市内で2002年7月28日に起こりました。深夜ゲームセンターの駐車場に駐車していた車内から1歳10か月の男児が居なくなり、発生から4時間後に御津(みと)の海岸から遺体となって発見されました。当時深夜から早朝にかけ頻繁に駐車させていた田邊さんが犯人に浮上し、翌2003年4月15日犯行を自白して逮捕されました。

地元では「犯人逮捕」で安堵するのですが、田邊さんは犯行を否認し無罪を主張していきます。2006年1月名古屋地裁は無罪判決、2007年7月名古屋高裁逆転有罪判決、上告しますが2008年9月に最高裁は上告棄却、17年の懲役が確定し今も大分刑務所で服役中です。私は舞台となったゲームセンターを運営する会社の本部勤務でした。退職後に「田邊さんを守る会」に入会し現在に至っています。自分の会社の店舗から冤罪事件が起きてしまった、大変なショックでした。

大学以降長い間狭山事件との関わりはなく過ごしてきましたが、2年前狭山事件の映画上映を豊橋でやることを知り、鑑賞したことが再びの関わりに繋がりました。アンケートに住所氏名を答えたことで、豊川上映に協力をと山崎代表に依頼されたためです。熱心な誘いに応じて、出来ることで協力しようと、チラシ折りから始まり、受付の補助などをさせてもらい、石川さん夫妻とのトークショーを拝見しましたが、刑務官の夫妻とのやり取りに非常に感銘しました。文字を教えてもらい、奥さんがペンや便せんなどを提供して支援してくれたそうです。石川さんは当時文字が書けなかったのです。そのような人が身代金要求の手紙は書けません。早速、入会させてもらいました。

微力ながらできることは協力して、8月には新城市で兄夫妻が営んでいる喫茶店で「狭山カフェ」を開かせてもらいました。

神社の参道にいる狛犬、孤高に咲き誇る一本桜、命を懸命に生きる野鳥を追いかけ、来年6月9日に開園する「豊川市豊川海軍工廠平和公園」のガイド等に生きがいを感じ取り組んでいます。不条理なことが少しでも世の中から減りますように。

(東三河 狭山ニュース No.24 2017.12.20)

## 狭山と私

金田 徹郎（豊橋市）

私が初めて冤罪事件というものがあると知ったのは、もう40年以上前に豊橋で起きた「豊橋事件」を通じてでした。これは大阪万博の年の1970年に、文房具店の主婦とその子供たちを殺害し店に火をつけるという残虐なもので、当時その文房具店で働いていた青年が疑われ、一度は「自白」しましたが、その後無罪を主張し、当時の新聞記者の椎屋紀芳さんや、刑事の奥野正一さんらの尽力で一審で無罪となりました（しかし完全無罪ではなくいわゆる「灰色無罪」であったが）。この判決がでたのが確か私が中学3年のころでした。担任の教師が言及していたし、当時の中日新聞も大きくとりあげていたのを覚えています。しかし、当時の私は、無罪かもしれないが、「自白」したということがあって、なにか釈然としないものがありました。

その後、大阪の大学の寮で、狭山の運動に関わっている人たちがいて、そこで狭山事件のことをききました。当時は狭山事件のことは全く知らず、大阪にも狭山市があって、そこで起きた事件かと思っていました。しかしこの狭山事件で石川さんが犯人にされていく経過を見ていくうちに、豊橋事件で犯人にされた青年も、石川さんと同じように警察署の密室のなかで、犯人にさせられていったのだと納得がいきました。この点に関しては、当時の新聞記者の椎屋さんが詳しく「自白 冤罪はこうして作られる」という本にまとめています。この本は豊橋図書館でも現在でも借りられます。たいへん面白い本です。

私は狭山事件を通じて、日本社会そのものの歪みとその深さを初めてはっきりと知ったように思います。一見、平和で豊かに思えるこの社会が、実は石川さんを始めとした多くの人々をスケープゴートにして、更には、私たちもまたスケープゴートされる可能性を孕みながら成り立っているといえます。

こうしたことを可能にしている社会はいったい何なのか、そういうことを狭山を通じて考えるようになりました。

(東三河 狭山ニュース No.25 2018.2.10)

## 豊川男児誘拐事件学習会報告

長谷川 喜一（新城市）

8月25日（土）午後2時から宮下珈琲（市場台）をお借りして憲法カフェを行った。テーマは九条の会には、相応しくないとお叱りを受けるような殺人事件を取り上げて勉強した。

話し手の宮下喜夫さんは、資料とテレビの特集番組（2008・7/26CBC テレビ放映）DVDを題材にお話

しされた。話の掴みは、今放送されている「健康で文化的な最低限度の生活」（関西系ドラマ、毎週火曜日9時9月18日最終回）主演女優の吉岡里帆さんが社会派ドラマに挑戦し視聴率5%前後を維持しているので注目している。こんな切り口で憲法を話題にしてもいいのでは、と始めた。題材のDVDはよく事件のあらすじを追跡し、とても分かりやすいものであった。名地裁で無罪判決をうけ、名高裁で逆転有罪判決がだされ、最高裁に上告するまでのドキュメンタリー構成になっている。有罪判決をうけた田邊さんはいま大分刑務所に服役の身ながら、名高裁に再審請求を行い再審が認められるようにがんばってみえる。この事件を考える場合、犯人とされた田邊さんには動機がないこと。証拠がなく自白のみで起訴されてしまった。当時、弁護団は御津の海岸で人形を使った潮流の実験を行い田邊さんの自白調書が事実と違い不自然なことが多いことを証明して見せた。私のまわりでも話題になったことを思い出す。「ひどいことをする」「翔ちゃんの親が問題だ、子どもを育てる資格がない」などと脱線気味の話が多くかわされた。夫婦でゲームセンターに出入りし子供を車に置きっぱなしという若者のモラルが大きく社会に取り出された。記憶に残っている方もいると思う。

”疑わしきは被告人の利益に”とあるように検察が証拠にもとづき立証しなければ、犯人とされる被告の罪を問うことはできない。憲法三十八条：③何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

(東三河 狭山ニュース No.28 2018.9.15)